

所得税の確定申告、贈与税の申告、個人事業者の消費税の確定申告

【所得税】確定申告をしなければならない方

- ▶ 事業・不動産所得、土地・建物等の譲渡所得のある方
- ▶ 給与の収入金額が2000万円を超える方
- ▶ 給与所得のほかに、合計額が20万円を超える所得のある方
- ▶ 2か所以上から給与の支払を受けている方
- ▶ 公的年金等の収入金額の合計が400万円を超え、申告納税額のある方 など



確定申告をすると所得税が還付になる方 (源泉徴収税額がある方)

- ▶ 給与所得者で雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除(年末調整済みの場合を除く)などを受ける方
- ▶ 年の途中で退職した後、再就職しなかった方(年末調整をしていない場合) など

【贈与税】申告をしなければならない方

- ▶ 個人から不動産や現金をもらったり、経済的利益を得たりした方で、贈与を受けた財産価格の合計額が110万円を超える方
- ▶ 父母等から住宅取得等資金の贈与を受けた方(非課税であっても申告書の提出が必要) など

【個人事業者の消費税】確定申告をしなければならない方

- ▶ 平成27年分の課税売上高が1000万円を超える事業者
- ▶ 27年分の課税売上高が1000万円以下で、28年12月末までに「消費税の課税事業者選択届出書」の提出をしている事業者
- ▶ 特定期間(28年1月1日～6月30日)における課税売上高(課税売上高に代えて給与等支払額の合計額による判定も可)が、1000万円を超える事業者 など



国税の申告から納税まで

①申告書の作成

「確定申告書等作成コーナー」が大変便利です！

作成コーナー



www.keisan.nta.go.jp

自宅でも！
外出先でも！

税額を自動で計算！
いつでも利用可能！
(確定申告期間中は、
24時間いつでも)

タブレットや
スマートフォンからも
利用できます！！

②作成が終わったら

▶ e-Tax で送信

給与所得の源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出等を省略できます。

▶ 印刷して提出

作成した申告書を税務署へ郵送で提出できます。

なお、添付書類の提出は省略できません。

▶ 還付金の受け取り

ご指定の金融機関への振り込みまたは、郵便窓口での受け取りとなります。

なお、e-Tax で申告した場合は、3週間程度で還付できるように早期処理を行っています。

③申告が終わったら

▶ 納税の方法

* 申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。

①振替納税を利用する。

所得税等と個人事業者の消費税について利用できます。指定口座から自動で引き落とされます。

【振替日】所得税等：4月20日(金)

個人事業者の消費税：4月25日(水)

②電子納税(e-Tax)で納付する。

全税目についてダイレクト納付または、インターネットバンキングなどによる納付ができます。

③窓口で現金で納付する。

現金に納付書を添えて金融機関または税務署の窓口で納付します。

【②または③の納税の方法の納期限】

所得税等・贈与税：3月15日(木)

個人事業者の消費税：4月2日(月)

◎医療費控除を受けるための手続きが変わりました！

平成29年分の確定申告から、「医療費の領収書」に代えて、
『医療費控除の明細書』を提出することとなりました。

* 医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要あり



◎申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

平成28年分以降、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、贈与税の申告書は、税務署へ提出する都度、マイナンバー(個人番号)の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

《本人確認書類の例》

①マイナンバーカード(個人番号カード)

②本人のマイナンバーを確認できる書類(通知カードなど) + 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など

* 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し(表裏両面)または②の写しを添付

* 自宅から e-Tax で送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要

◎確定申告に関するお問い合わせは

▶ 国税庁ホームページ www.nta.go.jp

「タックスアンサー」(24時間利用可) … よくあるご質問に対する回答を掲載しています。

▶ 電話相談センター … 一般的な税に関する質問に、税理士または税務相談官がお答えします。
(最寄りの税務署へ電話をかけ、音声案内に従い「0」番を選択します。)

